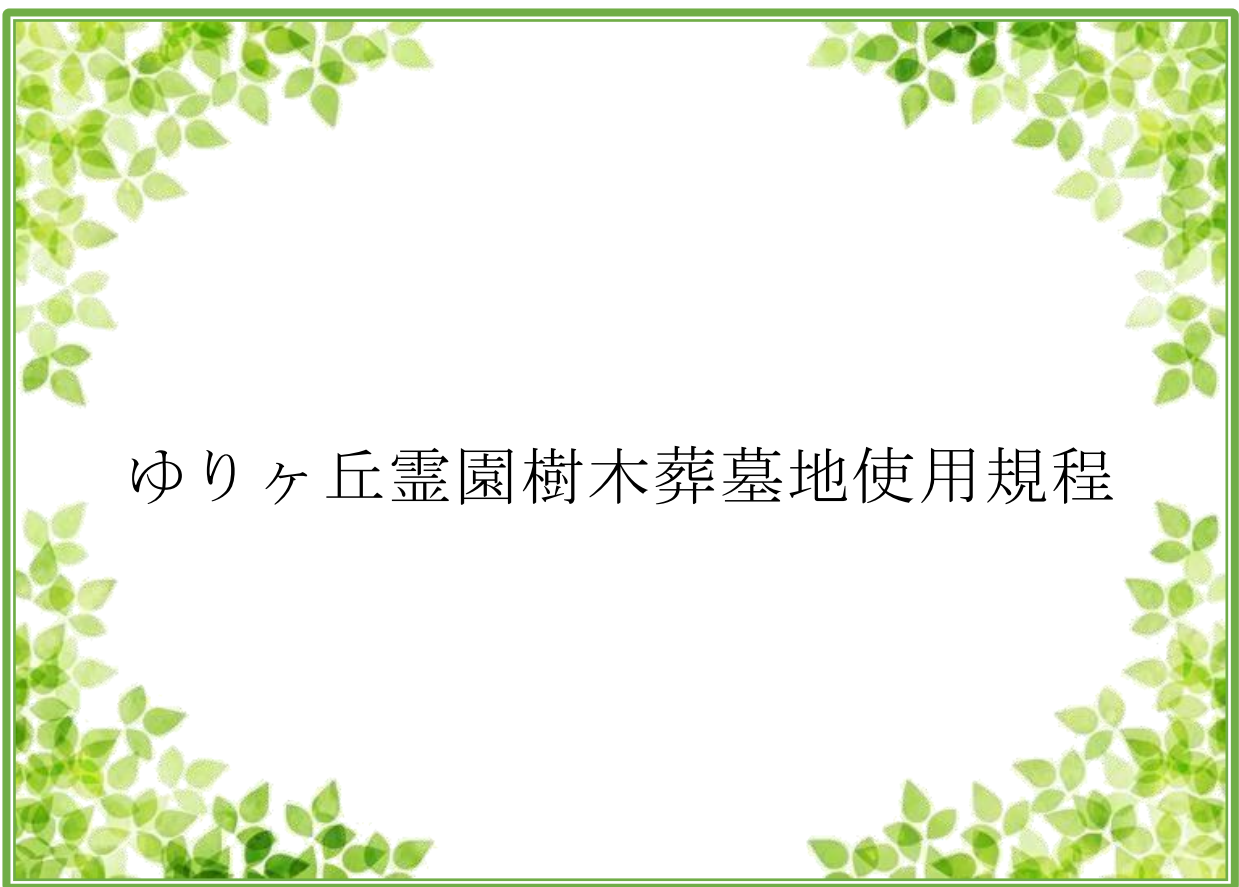




ゆりヶ丘霊園樹木葬墓地使用規程

ゆりヶ丘霊園運営管理

宗教法人 バプテスト久慈教会

ゆりヶ丘霊園樹木葬墓地使用規程

（目的）

第1条 本規程は、葬送・墓制に対する民意多様化の現在、承継者不要及び回帰意識を保管する者として、樹木を墓標とする墓地を設けることで、霊園環境を整え、心やすらぐ墓参り文化の育成に資することを目的とする。

（名称）

第2条 本規程で定義される墓地の名称は、ゆりヶ丘霊園樹木葬墓地「ゆりヶ丘」（以下、本墓地）とする。

（仕様）

第3条 本墓地の仕様は、樹木を墓標とした土中に納骨設備を設ける墳墓とする。

2 本墓地一区画の使用面積は、別表1の通りとする。

3 墳墓には、所定の墓碑銘板を設置する。（別表1参照）

（使用許可）

第4条 本墓地の使用を申し込む者は、所定の書式と必要書類をゆりヶ丘霊園管理責任者（以下、管理責任者）に提出の上、別表2に記載する墓地使用料を納付し、管理責任者の許可を受けなければならない。

2 管理責任者は、前項の許可がなされた後、ゆりヶ丘霊園樹木葬墓地使用許可証（以下、許可証）を申込者に交付する。

（使用権）

第5条 前条の許可に基づく権利を、ゆりヶ丘霊園樹木葬墓地使用権（以下、使用権）と言い、この使用権は、権利を有する墳墓（以下、当該墳墓）を使用し、埋葬予定者の指定・納骨・改葬などの祭祀及び放棄・再交付などの実務を行使できる権利を言う。

2 使用権は、譲渡及び転貸できない。

（使用者）

第6条 前条の使用権を付与されたものを墓地使用者（以下、使用者）と言う。

2 使用者の名義を他者に変更することはできない。

（使用目的）

第7条 使用者が、使用者本人及び使用者が認めた者を納骨するための墳墓

2 使用者が、保持している祭祀を主宰すべき他者の遺骨を納骨するための墳墓

(使用開始日及び使用期間)

第8条 当該墳墓の使用開始日は、第4条の1項の許可がなされた日とする。

- 2 当該墳墓の使用期間は、原則30年とし、使用期間満了する年度3月末日を満了日とし、使用権が抹消される。なお、当該墳墓の遺骨は当園の合祀墳墓に合祀するものとする。
- 3 当該墳墓の使用期間満了後、継続して使用期間の延長の申し込みがあった場合は、管理責任者が適宜対処する。

(使用期間満了時の手続き)

第9条 管理責任者は、使用期間満了の年度初め4月に、使用者に対し、簡易書留郵便にて使用期間満了の旨通知する。

- 2 前項において、通知が未達、または無回答等の場合、管理責任者が使用者の承諾なしに使用権抹消とする。
- 3 使用期間が満了した当該墳墓に埋葬されている遺骨は、一定期間経過後、合祀墓へ改葬する。なお、副葬としてペットの遺骨を埋葬している場合は、ペット専用合祀墓へ改葬する。

第10条 (墓地の利用)

本墓地は、安全な参拝に十分配慮し、衛生的に利用しなくてはならない。

- 2 焼香・供花・供物は、所定の献花台で行うことができ、それ以外の場所においては一切禁止とする。
- 3 植樹・草花の植え付け・種まきは、いかなる場所にも一切できない。
- 4 食品・飲料の供物は、放置してはならない。
- 5 墓碑銘板は、指定されたもの以外設置できない。

(墓地の維持管理)

第11条 本墓地の樹木・そのほか設備の維持は、管理責任者が行う。

- 2 墓標の樹木が枯死した場合は、管理責任者が無償で植え替えをする。

(納骨)

第12条 使用者は、所定の書式と必要書類を管理責任者に提出の上、別表3の料金を納付し、当該墳墓に納骨できる。

- 2 当該墳墓には、最大2名の遺骨を納骨できる。
- 3 使用者と親子関係にある胎児の遺骨を納骨する場合は、前項の人数に関わらず納骨することができる。
- 4 分別不可能な複数の遺骨を他の墳墓から改葬する場合は、所定のコツ袋に収められたものを1名とみなす。

- 5 納骨する遺骨は、火葬したものに限る。
- 6 当該墳墓への納骨作業は、本法人が行う。
- 7 当該墳墓に一度納骨をした遺骨を取り出して、他者の遺骨を納骨し直すことはできない。
- 8 当該墳墓に副葬物を収める場合は、管理責任者の承諾を得なければならない。

(改葬)

- 第13条 使用者は、すでに納骨されている遺骨について、所定の書式と必要書類を管理責任者に提出の上、樹木葬専用合祀墓以外の墳墓へ改葬することができる。
- 2 当該墳墓の埋葬予定者全員が納骨され、それらの遺骨がすべて改葬された場合、使用権は消滅するものとし、使用者は、第15条の放棄の手続きを行う。

(分骨)

- 第14条 使用者は、別表3の料金を納付した上で、分骨ができる。
- 2 管理責任者は、分骨を行った旨を証する書面を使用者に交付する。

(放棄)

- 第15条 使用者は、所定の書式と必要書類を管理責任者に提出の上、別表3の料金を納付し、使用権の放棄となる。
- 2 別表4の要件に該当する場合は、既納の墓地使用料金の一部を使用者へ返還する。

(再交付)

- 第16条 使用者は、許可証の紛失または汚損した場合、再交付の申請ができる。

(祭祀主宰者)

- 第17条 使用者が死亡等の理由で不在の場合、民法897条に規定された祭祀を主宰すべき祭祀主宰より、納骨・改葬などの祭祀及び放棄・再交付などの実務の申し出があった際には、管理責任者承認の上、祭祀主宰者が使用者に代わってその申し出を行使できる。ただし、祭祀主宰者であっても当該墳墓の名義及び埋葬予定者の変更はできない。
- 2 第15条2項の返還金について、使用者が死亡等の理由で不在の場合、管理責任者承認の上、祭祀主宰者へ返還する。

(取消)

- 第18条 次の事項に該当する場合は、本法人は使用権を取り消すことができる
- ①本規定に違反した場合
 - ②迷惑行為を行った場合

2 すでに納骨した遺骨がある時は、使用者は第13条に従い速やかに改葬しなければならない。

3 使用者が前項の措置を行わなかった場合、本法人がこれをなし、その費用は義務者へ請求する。

(登録事項の変更)

第19条 使用者は、登録事項に変更があった場合、速やかに管理責任者に届け出をしなければならない。

(個人情報)

第20条 本規定にかかわる個人情報については、本墓地の管理・運営の目的において利用されるものとする。

(協議)

第21条 本規定に定めのない事項については、その都度、管理責任者と使用者間において協議を行う。

(免責事項)

第22条 天災地変、戦争、テロ行為、暴動、法令の改廃等の不可抗力により、本墓地の申込内容に対して履行の遅滞・不能が生じた場合は、本法人はその責任を負わない。

2 本規定は、本法人と使用者間における墓地利用についてのみ定めるものであり、他の祭祀に関する権利の承継等の民事上の問題においては、使用者が自ら解決を図るものとする。

(改廃)

第23条 この規定の改廃は、本法人総会の決議を経て行う。

2 本規定に改廃があった場合、霊園だよりまたはホームページにてその旨の通知をする。

(個人情報の秘密保持)

第24条 使用者の個人情報は本法人と使用者間における墓地利用についての連絡にのみ使用し、第3者に提供することはない。

付則

この規定は2024年10月27日から本法人総会の決議を経て施行

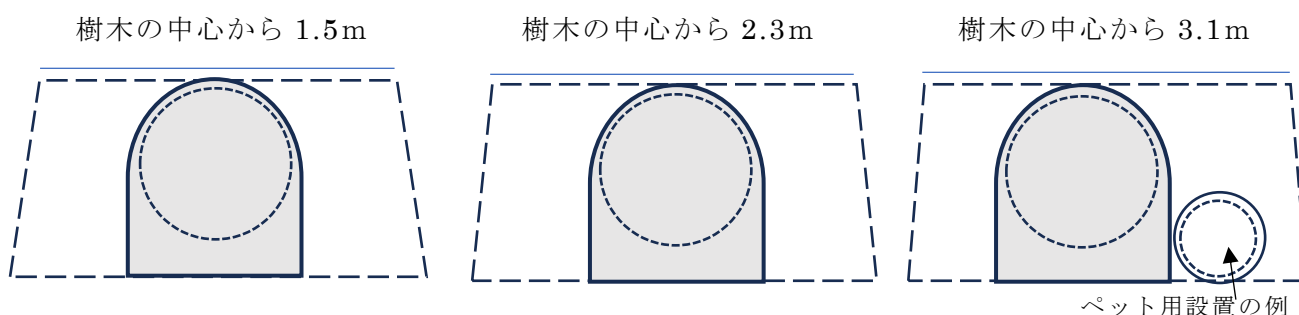
【別表 1】墓地使用面積

種 別		1 区画の使用寸法・面積	
樹木 葬 墓 地	樹木の中心から 1.5m	縦 26 cm 横（上辺 46.9 cm）（下辺 55.1 cm）	約 1325 cm ²
	樹木の中心から 2.3m	縦 26 cm 横（上辺 48.1 cm）（下辺 53.5 cm）	約 1320 cm ²
	樹木の中心から 3.1m	縦 26 cm 横（上辺 48.6 cm）（下辺 52.7 cm）	約 1317 cm ²

※墓碑銘板サイズ…縦 26 cm、幅 23 cm 納骨用の塩ビ筒…直径 20 cm

※ペット用のプレートサイズ…直径 12 cm 納骨用の塩ビ管…直径 10 cm

< 1 区画と墓碑銘板の配置イメージ >



【別表 2】

使用期間	料金（非課税）	備 考
30 年	350,000 円	期間満了後の合祀費用を含む
使用期間の延長を希望される方はご相談ください。		

【別表 3】

項 目	料金（税込）	備 考
納骨事務手数料	2,000 円	* 納骨時
各種証明書交付	2,000 円	改葬・分骨時
許可証再交付	10,000 円	再交付時
放棄申請手数料	10,000 円	放棄時
納骨作業料	10,000 円	* 納骨時
分骨作業料	10,000 円	分骨時
骨上げ作業料	20,000 円	改葬・放棄時
骨袋	2,000 円	

【別表 4】

要件	返還金
放棄申請日が墓地使用開始日から 1 年未満で納骨がなされていない場合	既納の墓地使用料の 9 割の額から墓碑銘板制作費 40,000 円（税別）を差し引いた額
放棄申請日が墓地使用開始日から 1 年以上 2 年未満で未納骨の場合	昨日の墓地使用料の 5 割の額から墓碑銘板制作費 40,000 円（税別）を差し引いた額
上記以外	返還金はありません